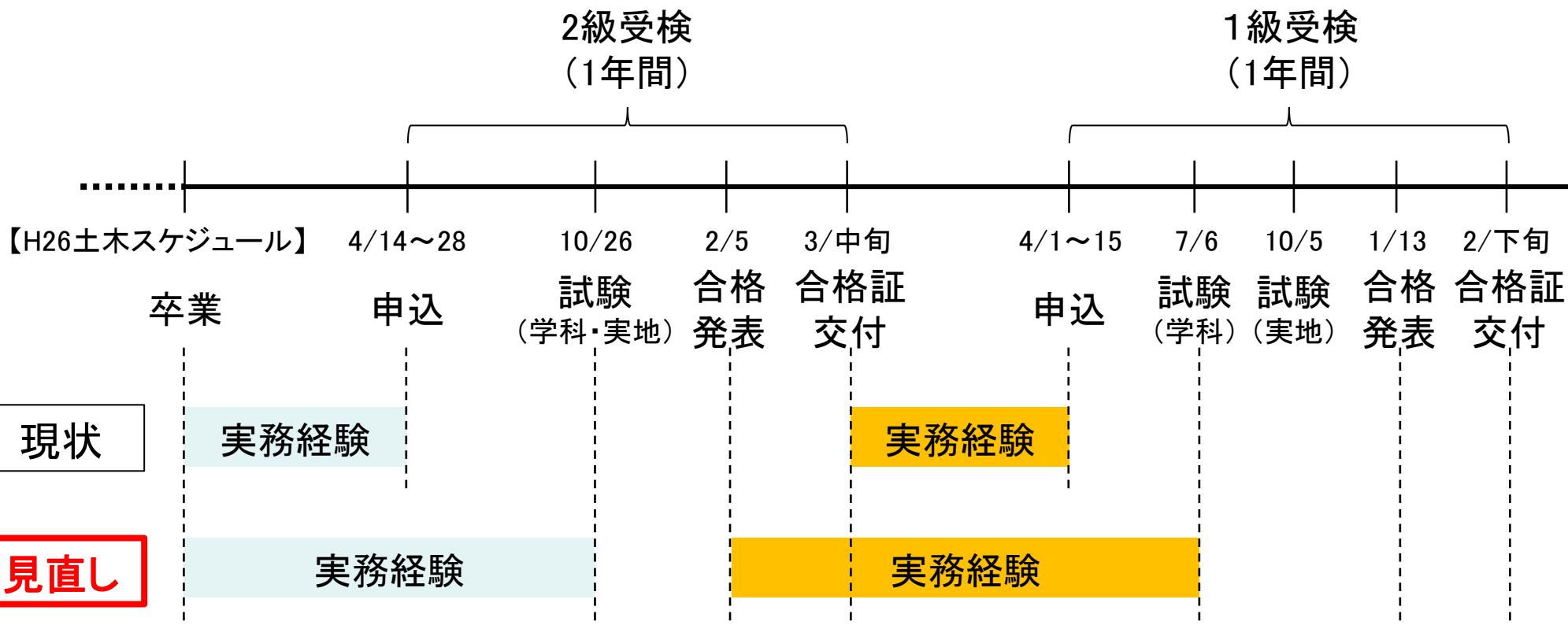


技術者の具体的確保策 [審議事項]

技術検定試験の早期受検

- 受験年度の実務経験を受験要件として計上することで、実務経験を有するものは早期に受験可能とする
- 併せて虚偽申請への対策として罰則を強化する



不正行為に対する罰則強化

【現状】 合格の取り消しのみ

⇒ **【見直し】** 不正の手段によって技術検定を受けた者は、合格の取り消しに加え、最長で三年間受検禁止とする

大工工事・とび・土工事に係る現在の業種区分とその技術者資格 国土交通省

工事の種類	工事の内容	例示	監理技術者資格	主任技術者資格
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事 <u>型枠工事</u> 造作工事	1級技術検定 (建築) 1級建築士	2級技術検定 (建築(躯体・仕上げ)) 2級建築士 木造建築士 1級・2級技能士 (・建築大工 追加 ・ <u>型枠施工</u>)
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜きおよび場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事ボーリングクラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	1級技術検定 (土木、建築、建設機械) 技術士	2級技術検定 (土木(土木、薬液注入) 建築(躯体)、 建設機械 1級・2級技能士 (・とび ・ <u>型枠施工</u> ・コンクリート圧送施工 ・ウエルポイント施工 地すべり防止工事士

管工事・板金工事に係る現在の業種区分とその技術者資格

工事の種類	工事の内容	例示	監理技術者資格	主任技術者資格 (* 監理技術者資格以外)
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽工事 水洗便所設備工事 ガス管配管工事 <u>ダクト工事</u> 管内更生工事	技術士 上下水道 衛生工学 等 1級技術検定 (管工事)	2級技術検定 (管工事) 1級・2級技能士 ・配管 ・冷凍空気調和 機器施工 ・ 建築板金 (ダクト板金) 給水装置工事 主任技術者 建築設備士 1級計装士
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事 建築板金工事	1級技術検定 (建築)	2級技術検定 (建築) 1級・2級技能士 ・ 建築板金 〔内外装板金 ダクト板金 〕 ・工場板金

追加

監理技術者資格者証と監理技術者講習

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ**監理技術者講習**を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付	年月日
	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
年月日		まで有効
国土交通大臣		印
指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕錨筋舗し10板方防内機絶通開井具水消清	
有・無		

(表面)

(裏面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号	第 号
写 真	本 籍
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(表面)

(裏面)

備考	

注意事項
1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付	年月日
	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
年月日		まで有効
国土交通大臣		印
指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕錨筋舗し10板方防内機絶通開井具水消清	
有・無		

(表面)

(裏面)

備考	
講習実施機関もしくは資格者証発行機関が講習履歴を記録	

統合